

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種業務

『就業準備金給付』について

※対象期間が延長されました

　ワクチン接種業務に従事した看護職の皆様に、就業支援のための就業準備金として、一人１回限りで３万円が給付されることとなりました。

　未就業であった者に限らず、兼業・副業で新たにワクチン接種業務に従事した方も対象となります。（ただし、在籍出向等所属元の命令に基づき従事する場合は対象外）

下記の**3つの要件を満たした方が、就業準備金の給付の対象**となります。

①都道府県ナースセンターにて、ワクチン接種業務就業希望者として求職登録をする

②ワクチン接種研修を受講する（研修の一部または全部が免除となる場合あり）

③5月21日以降、新たに雇用されて、12月4日までにワクチン接種業務へ就業を開始する

要件を満たし、申し出のあった方へ下記書類を送付いたします。

・**就業準備金給付申請書**（兼支給要件該当証明書）

・就業準備金給付申請書（兼支給要件該当証明書）記入例

・就業準備金給付申請用 専用封筒

この就業準備金給付申請書は、申請をされる看護職の方が　**都道府県ナースセンターにおいてワクチン接種業務就業希望者として登録したことの証明**書を兼ねています。

**※なお、長崎県看護協会で雇用され委託業務に従事された方（県庁、サンパーク吉井、諫早市）には順次書類を送付いたしますので連絡は不要です。しばらくの間お待ちください。**

　◆書類は**同封の専用封筒**に封入し、**12月27日（月）消印有効まで**に下記事務局へご郵送ください。

提出書類：就業準備金給付申請書（兼支給要件該当証明書）

　　　　　ワクチン接種業務に従事したことが分かる文書

郵 送 先：〒137-8790　新東京郵便局　私書箱106号　≪(株)アテナ内≫

　　　　　厚生労働省補助金事業「就業準備金給付受付」事務局

申請書類の内容が確認できましたら、日本看護協会より1～2か月後に指定の口座へ振り込みされます。

**※申請書類を希望される方は、別紙「就業準備金給付申請書」送付依頼書を12月10日（必着）までにご提出ください。（12/10以降は受付できませんのでご注意下さい。）**

**なお、上記依頼書が印刷できない方は、長崎県ナースセンター本所（諫早）、長崎相談所、**

**佐世保相談所に準備しておりますので、事前に連絡の上お越し下さい。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 長崎県ナースセンター本所 | 長崎相談所 | 佐世保相談所 |
| 住所：諫早市永昌町23-6TEL：0957-49-8060開所日：月～金曜日(祝日除く)　　　　　9:00～17:00 | 住所：長崎市魚の町3-28　　　長崎赤十字会館6階TEL：095-828-1747開所日：火～木曜日(祝日除く)　　　　　9:00～16:00 | 住所：佐世保市平瀬町3-1長崎県看護キャリア支援センター内TEL：0956-23-8208開所日：月～土曜日(祝日除く)10:00～17:30 |

**問合せ専用**TEL：090-2517-1150　【月~金9：00~17：00（祝日は除く）】

「就業準備金給付申請書」送付依頼書

就業準備金給付申請をご希望の方は、下記項目にご記入後、FAX、メール、郵送いずれかの方法により長崎県ナースセンターへご提出ください。

申請書は準備が出来次第発送致します。

◆就業準備金支給要件

**①e-ナースセンターに登録（必須）**

**※必ずe-ナースセンターに登録してから本送付依頼書をご提出下さい。**

　②必要なワクチン接種研修を受講

　　③５月２１日以降１２月４日までに新たにワクチン接種業務に従事

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 生年月日 | 西暦　　　　年　　　月　　　日 |
| 住所 | 〒　　　　　 |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| e-ナースセンターの求職者番号（Kから始まる番号） | 　K |
| コロナワクチン接種就業先 |  |
| コロナワクチン接種就業開始日※必ずワクチン接種従事後に送付依頼書を提出して下さい | 西暦　　　　年　　　月　　　日 |

**提出締切日：令和3年12月10日（金）必着**

提出先：長崎県ナースセンター

　〒854-0072　諫早市永昌町23-6

　　　　　　FAX：0957-49-8063

　　　　　　Mail：center@nagasaki-nurse.or.jp